



長野県報

12月19日(木)

令和6年

(2024年)

第569号

目次

規則

私立学校等の設置の手続等に関する規則の一部を改正する規則（県民の学び支援課）…………… 1

告示

保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）…………… 2

保安林の指定施業要件の変更予定（森林づくり推進課）…………… 2

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 3

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 3

公告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（水道・生活排水課）…………… 4

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）…………… 4

規則

私立学校等の設置の手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年12月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第59号

私立学校等の設置の手続等に関する規則の一部を改正する規則

私立学校等の設置の手続等に関する規則（昭和59年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中

「
(15) 設置者が法人である場合にあつては、
その役員が私立学校法（昭和24年法律第
270号）第38条第8項各号に該当しない
者であることを証する書面
(16) 飲料水の定性分析表（上水道使用の場
合を除く。）
」

を

「
(15) 飲料水の定性分析表（上水道使用の場
合を除く。）
」

に、「(17)」

を「(16)」に、「(18)」を「(17)」に改め、同表の3の項及び4の項中「及び(15)」を削り、同表の6の項中「、(15)及び(18)」を「及び(17)」に改め、同表の7の項中「、(14)及び(15)」を「及び(14)」に改め、同表の9の項中「、(15)及び(17)」を「及び(16)」に改める。

別表第2の3の項中「(16)」を「(15)」に改め、同表の9の項中「及び(15)」を削り、同表の12の項中「、(15)及び(17)」を「及び(16)」に改める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

県民の学び支援課